

表1 中小企業向け給付型つなぎ資金（Überbrückungshilfe、Überbrückungshilfe II）

※下線部は変更部分

	今回のプログラム（Überbrückungshilfe II）	前回のプログラム（Überbrückungshilfe）
申請対象	業種は問わず、中小企業、自営業者、フリーランサー。	
申請要件	・2020年4月から8月までの期間のうち、売上が2か月連続で前年同月比50%以上減少していること、または、 ・2020年4月から8月までの期間の平均売上が前年同期比で30%以上減少していること。 ・2019年6月以降に設立した企業は、2019年11月と12月の2か月連続で比較して売上50%以上減少していること。	・4～5月の売上合計額が前年同期比で60%以上減少していること。 ・2019年4月以降に設立した企業は、2019年11月～12月の売上合計額との比較。
補助対象となる「固定費」	賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部（ <u>補助率を2倍に引き上げ</u> ）、研修生の費用、固定資産税など。 <u>新たに、空調設備や、屋内で行う事業を野外へ一時移転する費用なども拡張。</u>	賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部、研修生の費用、固定資産税など。
補助対象となる期間	<u>9月から12月の各月</u> （給付額の算定は4カ月の合計ではなく、各月ベースで計算）	6～8月の各月 （給付額の算定は3カ月の合計ではなく、各月ベースで計算）

（出所）ドイツ政府

表2 給付額

※下線部は変更部分

給付対象月の売上合計額の減少 （前年同月比）	給付額（9月～12月分）	前回の給付額（6月～8月分）
40%から50%未満	固定費の40%	固定費の40%
50%から70%	固定費の <u>60%</u>	固定費の50%
70%以上	固定費の <u>90%</u>	固定費の80%

（出所）ドイツ政府

表3 給付上限額

※下線部は変更部分

上限額（9月～12月の4カ月分）	前回の上限額（6月～8月の3カ月分）	
<u>企業規模を問わず一律</u> <u>20万ユーロ（5万ユーロ/月）</u>	従業員5名までの企業	9,000ユーロ（3,000ユーロ/月）
	従業員10名までの企業	1万5,000ユーロ（5,000ユーロ/月）
	固定費が非常に高い小規模企業については、例外的に正当性が認められると、これらの上限額を超える場合がある。	

（出所）ドイツ政府